

速報! 地本一支社間

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく 時間外及び公休日労働に関する協定」



締結!

締結期間は 1年

2023年5月1日～

2024年4月30日まで

地本は盛地申第11号「労働基準法第36条第1項に基づく時間外及び公休日労働に関する協定に関する申し入れ」を提出し4月14日に団体交渉を行い、本日（4月19日）締結しました。

締結期間は1年です。

統括センター化や業務の融合など、働き方が大きく変わる過渡期の中で「年休が入らない」「要員が足りない」という職場の声を訴えてきました。また各系統の超勤実態や削減に向けた成果や課題、過半数代表選挙において、手続きの不備で再投票が行われた気仙沼統括センターの事象について議論を行い、今後も社員や立候補者の声に耳を傾け公正公平な選挙を行っていく事を確認してきました。



職場の検証運動を通じて 安全で働きがいのある職場を創りだそう!!